

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律の施行期 日を定める政令案（概要）

- 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年六月十八日法律第七十七号）の施行期日は、同法附則第一条において、「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日」とされている。（同法は平成二十年六月十八日公布）
- 同法の施行に当たっては、国民に対して新制度の周知を十分に行う必要がある。また、申請様式の変更、新たに救済対象となる施行後未申請死亡者に関する医学的判定の考え方の整理など、法の施行に向けた準備作業に一定の期間を要する。同法の施行期日は、これらの条件を勘案した上で、同法に定められた期限内で区切りのよい日として、平成二十年十二月一日とするものである。